

契約変更理由書

神戸市

工 事 名	生野高原急傾斜地対策工事
【契約変更後の工事概要】 法面工 一式、 擁壁工 一式、 排水構造物工 一式 撤去・復旧工 一式、 伐開除根工 一式、 仮設工 一式	
【設計変更の理由】 ① 樹木を伐採したところ、法面工のラス張工の施工範囲に有機物混入土が厚く堆積しており、ラス張固定ピンでの固定が出来ないことが判明した。そのため、堆積した有機物混入土の除去のため、法面整形工が必要となり、有機物混入土の運搬処分工も増工となる。また、現場斜面からの有機物混入土の搬出にモノレール設置も必要となる。 ② 近隣住民と協議を行った結果、法面整形作業と吹付砕工で発生する粉塵の飛散防止対策として、住宅との境界に万能塀の設置が必要となったため、仮囲い設置・撤去工が増工となる。 ③ 工事用車両の通行路となる地域の自治会から大型車両（4 t 車）以上の工事用車両が通行する際は道路の狭隘部の前後に交通誘導警備員を配置してほしい旨の要望があったため、交通誘導警備員の増員が必要となる。 ④ 施工者希望型で ICT3 次元起工測量と 3 次元出来形管理、3 次元データ納品の提案があったため、共通仮設工が増工となる。 ⑤ 擁壁工の床掘作業を行ったところ、岩塊・玉石交じり層があり、土砂として処分できなかったことから、受入れ可能な民間処分地へ変更となる。 ⑥ 樹木伐採及び法面整形後に法枠の割付検討を行ったところ、地山との擦り付けや急峻な部分があり、斜面浸食の懸念があるため、法枠工の施工面積が増工となる。	